

岐阜県公報

号外(九) 平成三十年四月一日

人事委員会規則

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	六
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	六
岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	八
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(同)	九

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第九号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

「県民文化局長

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中 子ども・女性局長 を「局長」に改め、同

都市公園整備局長」

「出納事務局長

項本庁次長の欄中「観光国際局長」を削り、「出納事務局長」を ねんりんピック推進

「岐阜地域危機管理監

事務局長」に、「岐阜地域危機管理監」を 東京オリンピック・パラリンピック県産品

東京オリンピック・パラリンピック農産物

活用促進総括監に、「農林事務所長(岐阜農林事務所長、西濃農林事務所長及び恵那農販売対策総括監)」

林事務所長に限る。)を「農林事務所長(岐阜農林事務所長、西濃農林事務所長、可茂農林事務所長及び恵那農林事務所長に限る。)」に改め、「東海環状自動車道事務所長」を削り、同項本庁課長の欄中「センター長」「女性の活躍支援センター長」「管理調整監」を「管理調整監」「ねんりんピック推進事務局次長」に改め、「財務管理監」を削り、「改革推進監」を「文書管理監」に、「審理監」を「審理監」に改め、「県有施設管理監」を削り、「イベント・コンベンション企画監」を「岐阜地域連携監」に改め、「レクリエーション・健康づくり推進監」を削り、「アスリート支援企画監」を「アスリート支援企画監」に、「危機管理企画監」を「危機管理企画監」に、「環境安全推進企
画監」を「環境安全推進企
画監」に、「自然環境対策監」を「生物多様性企画監」に、「環境安全推進企
画監」を「環境安全推
進企画監」に、「医療対策監」を「医療対策監」に、「保健企画監」を
「感染症・疾病対策監」に、「感染症対策監」に、「障害福祉基盤整備企画監」
住宅宿泊事業対策監 「副センター長」 「女性の活躍支援センター副センター
福祉人材対策監 に、 少子化対策企画監」 を 少子化対策企画監
介護事業者指導監 岐阜県保育士・保育所支援センター
社会参加推進企画監」
長 「施設整備企画監」
副センター長 に、「経営支援対策監」を 「経営支援対策監」に、 土産物開発監
「成長産業企画監」 人材育成企画監」に、 海外展開推進監
航空宇宙産業連携監 インバウンド推進監」
を 東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進対策監 に改め、「飛騨牛銘柄

インバウンド推進監
多文化共生推進監
推進監」を削り、「流域下水道経営企画監」を 「流域下水道経営企画監」に、「徳山ダム
対策監」を 「ぎふ建築担い手育成支援センター長」に、「県事務所課長(揖斐県事務所
及び恵那県事務所の出納課長を除く。)」を 「地域連携監」に、「衛生専門学校課長」を
「衛生専門学校総務課長」に、「発達障害者支援センター総務課長」を 「発達障害者支援セ
ンター課長」に、「子ども相談センター総務課長」を 「子ども相談センタ
ンター副所長」に改め、「飛騨子ども相談センター家庭支援課長」を削り、「情報
センター家庭支援課長」
「情報科学芸術大学院大学課長」を 「情報科学芸術大学院大学課長」に、「土木事務所課長(道
路維持課長(美濃土木事務所、郡上土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所、
下呂土木事務所及び古川土木事務所の道路維持課長に限る。))を除く。)
所課長」を 「土木事務
所指導検査監」に、
所道路調整監(岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所及
び高山土木事務所の道路調整監に限る。)」に改め、同表教育委員会の項本庁課長の欄中
「勤務環境改革監」を 「管理指導監」に改め、同表人事委員会の項本庁部長の欄及び本
地域管理監」

庁次長の欄を次のように改める。

局長

別表行政職の表警察本部長の項本庁課長の欄中「警察車両整備センター所長」を削り、

同項課長補佐の欄中「師範」を「師範 警察車両整備センター所長」に改め、「監査指導監」を

「小隊長

課長代理

交通捜査指導官

生活安全専門職

生活安全専門職

を削り、同項主任の欄中

「分隊長

生活安全専門職」を削り、同項巡查の欄中「隊員」を削り、

別表研究職の表知事の項試験研究機関の長の欄中「試験研究機関の長」を

「試験研究機

飛騨牛銘柄

関の長に改め、同表警察本部長の項試験研究機関の長の欄を次のように改める。

管理監

別表医療職(一)の表知事の項主任医長の欄中「岐阜保健所副所長」を削り、別表医療職

(二)の表知事の項部長の欄中「食肉衛生検査所食肉検査監」を「中央食肉衛生検査所食肉

「中濃家畜保健衛生所保健衛生課

東濃家畜保健衛生所保健衛生課

長に改め、別表医療職(三)の表知事の項看護部長の欄中「希望が丘こども医療福祉セン

ター看護指導監」を「希望が丘こども医療福祉センター看護指導監

希望が丘こども医療福祉センター課長

」に、「精神保健福祉

センター保健福祉課長」を「精神保健福祉センター保健福祉課長

知的障害者更生相談所課長

」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の前の見出しを「届出等」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」

に改め、同条第二項中「かかる」を「係る」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第二十六条の四とし、第三章第二節中同条の前に次の三条を加える。

(行政職給料表の九級の職員に相当する職員)

第二十六条 条例第十一条第一項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもののうち、第二十四条第二項に規定する管理職手当の区分が一種であり、かつ、第五十二条の三第三項に規定する加算割合が百分の二十であるものとする。

(扶養親族の範囲)

第二十六条の二 条例第十一条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当

する手当の支給の基礎となつてゐる者

二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(行政職給料表の八級の職員に相当する職員)

第二十六条の三 条例第十一条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの

二 教育職給料表(四)の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものうち、第五十二条の三第三項に規定する加算割合が百分の二十であるもの(第二十六条に規定する職員を除く。)

第三十四条第二項第五号中「五千四百円」を「六千七百円」に改める。

第三十七条第四項中「ものとは」を「業務は」に、「応じて」を「応じ」に改め、同項の表小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 特別支援教育コーディネーター(六学級未満の学校に置かれるものを除く。以下この表において同じ。)

第三十七条第四項の表中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 特別支援教育コーディネーター

第三十七条第四項の表高等学校の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 特別支援教育コーディネーター

第三十七条第四項の表特別支援学校の項に次の一号を加える。

七 特別支援教育コーディネーター

第三十七条第四項の表備考中「第十八条」の下に、「第十八条の二」を加え、「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

第五十七条の五第一号イ中「百分の百九十」を「百分の百八十」に、「百分の二百三十」を「百分の二百二十」に改め、同号ロ中「百分の百九十五」を「百分の百九十」に改め、同条第二号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

付則第十項第二号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改め、同項第四号及

び第五号を削る。

付則第十一項第四号及び第五号を削る。

付則第十二項第二号中「、新事務棟内及び新事務本館」を「その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設(人事委員会が定める施設を除く。)」に改め、同項第七号から第十号までを削る。

付則第十三項中「、第五号、第七号又は第九号に規定する」を「又は第五号に掲げる」に改め、付則に次の二項を加える。

(平成三十年改正条例附則第二項から第四項までの規定が適用される間の読替え)

14 平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、第二十六条の四第一項及び第二十九条の二の五第二号中「条例第十二条第一項」とあるのは、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年岐阜県条例第八号)附則第二項から第四項までの規定により読み替えられた条例第十二条第一項」とする。

(行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員)

15 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年岐阜県条例第八号)附則第四項の規定により読み替えられた条例第十一

条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの

二 教育職給料表(四)の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものうち、第五十二条の三第三項に規定する加算割合が百分の二十であるもの

別表第一の三知事の部本庁の項中「、県民文化局長」を削り、「子ども・女性局長、観光国際局長、都市公園整備局長」を「局長」に改め、「出納事務局長」の下に「、ねりんピック推進事務局長」を、「岐阜地域危機管理監」の下に「、東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進総括監、東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策総括監」を加え、「センター長、家畜防疫専門監」を「女性の活躍支援センター長、岐阜県保育士・保育所支援センター長」に改め、「管理調整監」の下に「、ねりんピック推進事務局次長」を加え、「財務管理監」を削り、「改革推進監、審理監」を「文書管理監、審理監、改革推進監」に改め、「、県有施設管理監」を削り、「イベント・コンベンション企画監」を「岐阜地域連携監」に改め、「レクリエーション・健康づくり推進監」を削り、「アスリート支援企画監」の下に「レクリエーション・健康づく

り推進監」を、「危機管理企画監」の下に、「防災情報管理監」を加え、「自然環境対策監」を「生物多様性企画監」に改め、「環境安全推進企画監」の下に、「消費生活対策監」を、「医療対策監」の下に、「国保制度対策監」を加え、「感染症対策監、保健企画監、障害福祉基盤整備企画監」を「感染症・疾病対策監、住宅宿泊事業対策監、福祉人材対策監、介護事業者指導監、社会参加推進企画監」に、「副センター長」を「女性の活躍支援センター副センター長」に改め、「少子化対策企画監」の下に、「岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長」を、「経営支援対策監」の下に、「人材育成企画監」を加え、「施設整備企画監、土産物開発監、海外展開推進監」を「成長産業企画監、航空宇宙産業連携監、東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進対策監」に改め、「インバウンド推進監」の下に、「多文化共生推進監」を加え、「飛騨牛銘柄推進監」を削り、「流域下水道経営企画監」の下に、「宅地建物取引業対策監」を加え、「徳山ダム対策監」を「ぎふ建築担い手育成支援センター長、県営住宅管理監」に改め、同部県事務所の項中「副所長を除く。」の下に、「地域連携監」を加え、「揖斐県事務所及び恵那県事務所の出納課長を除く。」を削り、同部歴史資料館の項中「四種」を「二種」に改め、同部県民生活相談センターの項中

所長、副所長	四種
--------	----

所長	四種
副所長	六種

改め、同部保健所の項中「副所長、」を削り、同部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「除く。」の下に、「飛騨牛銘柄推進監」を加え、同部食肉衛生検査所の項中

所長	二種
食肉検査監	四種

改め、同部発達障害者支援センターの項中「総務課長」を「課長」に改め、同部子ども相談センターの項中

所長	を	所長、副所長	に、「飛騨
----	---	--------	-------

子ども相談センター」を「中央子ども相談センター」に改め、同部情報科学芸術大学院大学の項中「事務局長、研究科長」を「研究科長、事務局長」に改め、同部旅券センターの項中

所長	一種	を
----	----	---

所長	一種
副所長	四種

改め、同部農林事務所の項中「課長、技術連携調整監」を「技術連携調整監、課長」に改め、同部家畜保健衛生所の項中「中濃家畜保健衛生所」の下に「及び東濃家畜保健衛生所」を加え、同部土木事務所の項中「副所長を除く。」の下に、「道路課長（多治見土木事務所の道路課長を除く。）」を加え、「道路維持課長（美濃土木事務所、郡上土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所、下呂土木事務所及び古川土木事務所の道路維持課長に限る。）を除く。）、指導検査監、技術連携調整監」を「道路課長（多治見土木事務所の道路課長を除く。）を除く。）、指導検査監、技術連携調整監、道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監に限る。）」に改め、同表教育委員会の部事務局の項中「勤務環境改革監」を「管理指導監、地域管理監」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「出納事務局長」の下に、「ねんりんピック推進事務局長」を、「岐阜地域危機管理監」の下に、「東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進総括監、東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策総括監」を加え、「センター長、家畜防疫専門監」を「女性の活躍支援センター長、岐阜県保育士・保育所支援センター長」に改め、「管理調整監」の下に、「ねんりんピック推進事務局次長」を加え、「財務管理監」を削り、「改革推進監、審理監」を「文書管理監、審理監、改革推進監」に改め、「県有施設管理監」を削り、「イベント・コンベンション企画監」を「岐阜地域連携監」に改め、「レクリエーション・健康づくり推進監」を削り、「アスリート支援企画監」の下に、「レクリエーション・健康づくり推進監」を、「危機管理企画監」の下に、「防災情報管理監」を加え、「自然環境対策監」を「生物多様性企画監」に改め、「環境安全推進企画監」の下に、「消費生活対策監」を、「医療対策監」の下に、「国保制度対策監」を加え、「感染症対策監、保健企画監、障害福祉基盤整備企画監」を「感染症・疾病対策監、住宅宿泊事業対策監、福祉人材対策監、介護事業者指導監、社会参加推進企画監」に、「副センター長」を「女性の活躍支援センター副センター長」に改め、「少子化対策企画監」の下に、「岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長」を、「経営支援対策監」の下に、「人材育成企画監」を加え、「施設整備企画監、土産物開発監、海外展開推進監」を「成長産業企画監、航空宇宙産業連携監、東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進対策監」に改め、「インバウンド推進監」の下に、「多文化共生推進監」を加え、「飛騨牛銘柄推進監」を削り、「流域下水道経営企画監」の下に、「宅地建物取引業対策監」を加え、「徳山ダム対策監」を

「ぎふ建築担い手育成支援センター長、県営住宅管理監」に、「行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任、法務・情報公開課の法令審査の事務を担当する係長(当該係長が置かれぬ場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査)」を「法務・情報公開課の法令審査の事務を担当する係長(当該係長が置かれぬ場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査)、行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任」に改め、同表県事務所の項中「副所長」の下に、「地域連携監」を加え、「揖斐県事務所及び恵那県事務所の出納課長を除く。」を削り、同表保健所の項中「副所長」を削り、同表子ども相談センターの項中「所長」の下に、「副所長」を加え、「飛騨子ども相談センター」を「中央子ども相談センター」に改め、同表家畜保健衛生所の項中「中央家畜保健衛生所及び中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。」を「飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く。」に改め、同表土木事務所の項中「(道路維持課長(美濃土木事務所、郡上土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所、下呂土木事務所及び古川土木事務所)の道路維持課長に限る。)を除く。」を削り、「指導検査監、技術連携調整監、技術連携調整監」を「指導検査監、技術連携調整監、道路調整監(岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所及び高山土木事務所に限る。)」に改め、同表試験研究機関の項中「所長」の下に、「飛騨牛銘柄推進監」を加え、同表発達障害者支援センターの項中「総務課長」を「課長」に改め、同表情報科学芸術大学院大学の項中「事務局長、研究科長」を「研究科長、事務局長」に改め、同表旅券センターの項中「所長」の下に、「副所長」を加える。

別表第三事務局の部本庁の項中「勤務環境改革監」を「管理指導監、地域管理監」に、「企画免許係長」を「管理免許係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

「困難な業務を行う課長」に改め、同部宮川上流開発工事事務所の項中「宮川上流開発工事事務所」を「宮川上流河川開発工事事務所」に改め、同表教育委員会の部事務局長の項六級の欄中「勤務環境改善監」を「管理指導監、若くは管理監」に改め、同表人事委員会の部事務局長の項八級の欄中「事務局長の職務」を削り、同項九級の欄を次のように改める。

事務局長の職務

別表第一一の表警察本部長の部警察本部の項四級の欄中「、師範又は監査指導監」を「又は師範」に改め、同項五級の欄中「主席師範」を「主席師範、警察車両整備センター所長」に改め、「師範若しくは監査指導監」を「若しくは師範」に改め、同項六級の欄中「、警察車両整備センター所長」を削る。

別表第一一の表中「職務の級」を「職務の級及び職務」に改め、同表警察本部長の部共通の項を削り、同部警察本部の項三級の欄中「分隊長の職務」を削り、同項四級の欄中「小隊長又は困難な業務を行う分隊長の職務」を削り、同項五級の欄中「小隊長若しくは」を削り、同部警察署の項三級の欄中「又は生活安全専門職」を削り、同項四級の欄中「、課長代理、交番所長、交通捜査指導官又は困難な業務を行う生活安全専門職」を削り、同項五級の欄中「、課長代理、交番所長若しくは交通捜査指導官」を削る。

別表第一一の表からホの表までの規定中「職務の級」を「職務の級及び職務」に改める。

別表第一一の表中「職務の級」を「職務の級及び職務」に改め、同表知事の部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項四級の欄中「食品安全検査センター長」を「飛騨牛銘柄推進監、食品安全検査センター長」に改め、同表警察本部長の部警察本部の項四級の欄中「困難」を「管理監又は困難」に改める。

別表第一一の表中「職務の級」を「職務の級及び職務」に改め、同表知事の部保健所の項四級の欄中「副所長又は」を削る。

別表第一一の表中「職務の級」を「職務の級及び職務」に改め、同表知事の部畜産保健衛生所の項五級の欄中「中央家畜保健衛生所及び中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く」を「飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る」に改め、同項六級の欄中「中央家畜保健衛生所及び中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る」を「飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く」に改め、同項七級の欄中「中央家畜保健衛生所及び中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る」を「飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く」に改める。

畜産保健衛生所の保健衛生課長に限る」を「飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く」に改める。

別表第一一の表中「職務の級」を「職務の級及び職務」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十三号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表条例第二条第一項第一号に該当する公益的法人等の項中「公益財団法人岐阜県浄水事業公社」を「公益財団法人岐阜県浄水事業公社」に改め、同表条例第二条第一項第一号に該当する公益的法人等の項中「公立大学法人岐阜県立看護大学」を「公立大学法人岐阜県立看護大学」に改める。

人厚生会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

ここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十四号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則中第二十八項を第二十九項とし、第二十四項から第二十七項までを一項ずつ繰り下げ、第二十三項の次に次の一項を加える。

（平成三十一年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

24 第六項から第十一項まで及び第十九項の規定は、平成三十一年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成三十一年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「平成三十年一月一日（以下「基準日」という。）前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と、「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「平成三十年十二月三十一日」と、第八項第一号中「職員（次号及び第三号において「昇給号給数抑制職員」という。）にあつては、三号給以上」とあるのは「職員にあつては、一号給以上」と、同項第二号中「四号給（昇給号給数抑制職員にあつては、二号給）」とあるのは「四号給」と、同項第三号中「三号給以下（昇給号給数抑制職員にあつては、一号給以下）」とあるのは「三号給以下」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から平成三十年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成三十一年一月一日」と、第十九項中「前項」とあるのは「第二十四項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成三十年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社